

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行した
たので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成三十一年一月二十八日

広島県監査委員

同	同	同	安	井	裕	典
	奥	東			保	幸
同			赤	木	兆	生
			木		稔	明